住居表示に伴う

手続きのご案内

令和３年２月１日から住所の表し方が変わります

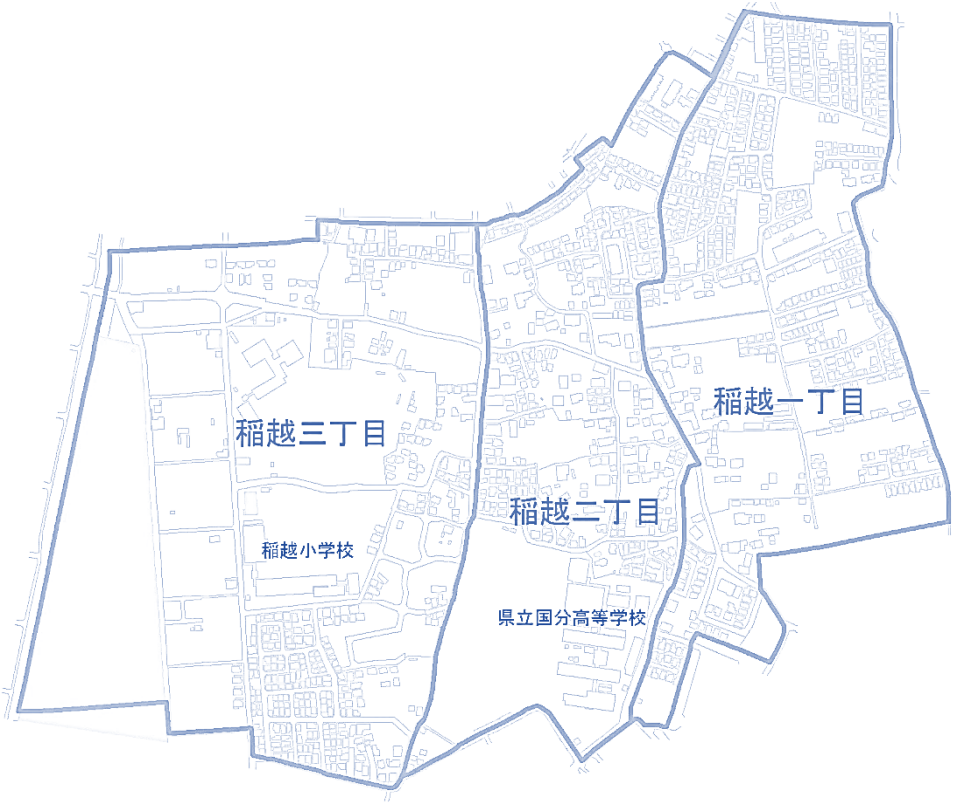

市川市　総務部　総務課

は　じ　め　に

昭和37年に住居表示に関する法律が制定されたことを受け、市川市内では昭和40年の市川・市川南地区より順次実施してきました。

このたび稲越町におきましても令和3年2月1日に住居表示が実施されることとなり、町名が「稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目」となり、皆様の住所の表し方も変更となります。

この冊子では、新しい住所への変更等の諸手続き等についてご案内いたします。

目　次

稲越町の住居表示実施に至るまで ･････････････････ 1

住居表示制度とその必要性 ･････････････････････ 2

新しい住所の表し方 ･････････････････････････ 3

地番による表示 ･････････････････････････････ 3

住居番号の定め方について ･････････････････････ 4

町名表示板、番号表示板の設置のお願い ･････････ 4

郵便番号および住所変更の通知用ハガキについて ････ 5

住居番号決定通知書および住居表示変更証明書について ･･ 6

住所変更に伴う諸手続きについて ･･････････････ 7

不動産（土地･建物）を所有されている方へ ････････ 15

登記申請書の書き方について ･･････････････････ 16

よくある質問 ･･････････････････････････････ 19

関係行政機関位置図 ･････････････････････････ 23

お問合せ先 ･････････････････････････････････ 25

稲越町の住居表示実施に至るまで

年月日	事項
昭和 58 年 3 月 18 日	・「住居表示を実施する区域及び住居表示の方法を定めることについて」を昭和 58 年 2 月市川市議会定例会において議決（法第 3 条第 1 項）
平成 29 年 11 月 1 日	・「住居表示実施区域のブロック化及び実施順について」を市川市住居表示審議会に諮問
平成 30 年 3 月 23 日	・「住居表示実施区域のブロック化及び実施順について」市川市住居表示審議会から稲越ブロック、大野ブロック、北方町ブロックのうち、稲越ブロックを実施順の 1 番目とする答申
平成 30 年 5 月 9 日	・「稲越ブロックの町名及び町割について」を市川市住居表示審議会に諮問
平成 31 年 1 月 27 日	住居表示説明会を市川市立稲越小学校にて開催
令和元年 5 月 29 日から同年 8 月 8 日まで	住居表示相談会を稲越自治会館及び市川市立稲越小学校にて、全 5 回開催
令和元年 7 月 30 日	・「稲越ブロックの町名及び町割について」を市川市住居表示審議会より答申
令和元年 8 月 22 日から同年 9 月 21 日まで	・「町の区域及び名称の変更案について」を 30 日間告示（法第 5 条の 2 第 1 項）
令和元年 12 月 6 日	・「町の区域及び名称の変更について」を令和元年 12 月市川市議会定例会において議決 令和 3 年 2 月 1 日より稲越町全域を稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目に変更することを議決 （地方自治法第 260 条第 1 項）
令和 2 年 1 月 7 日	・「町の区域及び名称の変更について」議決された内容を告示（地方自治法第 260 条第 2 項）
令和 2 年 11 月 16 日	・住居表示実施の告示 街区符号及び住居番号を付定したことを告示 （法第 3 条第 3 項）
令和 2 年 12 月	・各世帯への住居番号決定通知書の配布
令和 3 年 1 月	・街区表示板の設置
令和 3 年 2 月 1 日	・住居表示実施
令和 3 年 2 月	・街区案内板の設置

※表中の「法」とは、「住居表示に関する法律」を指します。

※市川市住居表示審議会での諮問、答申、審議の内容は、市ホームページで公開しております。

http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen01/1211000005.html

住居表示制度とその必要性

住所はこれまで土地の地番を用いて表示されてきました。

土地の地番は明治時代初めに設けられました。当時は順序よくつけられておりましたが、土地の分筆や合筆、開発などにより番号が飛ぶことや、欠番になる等、現在では順番が分かりにくくなっています。また、町を特定できても、その中の該当地をすぐに探すことが難しくなっています。

住居表示は、こうした住所の混乱を解消するために生まれた、全国的に統一された制度です。

住所が複雑になっている原因…
1）土地の分筆・合筆により、順序よく並んでいない場所が増えている。 2）同一地番に複数の家屋が建ち、建物の住所が同じになっている。 3）数筆の土地にまたがって建っている家屋は代表地番を住所にしているため、両隣の住所との連続性がなくなっている。

住居表示を実施すると…
1）火災や緊急時に通報する際、場所の特定が速やかになります。 2）救急車や消防車などの緊急車両の到着が速やかになります。 3）郵便局、運送事業者の誤配等が起こりにくくなります。 4）来訪者の方が住所を頼りに目的地に行きやすくなります。

新しい住所の表し方

住居表示の実施により、以下のように住所の表し方が変わります。

住所の表示（例）
住所 は新町名と街区符号、住居番号で表示します。 例（実施前）　市川市　稲越町（現在の町名）　１００番地の○（地番） ⇩ （実施後）　市川市　稲越○丁目（新しい町名）　３番（街区符号）　７号（住居番号）

※ご自身の新住所は「住居表示変更証明書」等でご確認ください。

地番による表示

「地番」とは各土地に付けられた番号のことで、法務局所管の土地登記簿の表題部などに記載されています。一方、住居表示の「街区符号」や「住居番号」は、住居や店舗など、建物の住所(場所)を表すために付けられた番号です。(※建物登記上の「家屋番号」とは異なります。)

住居表示が実施されても、不動産(土地・建物)の登記は地番で表わされ、地番が消滅することはありません。また、戸籍上の本籍地も、原則として地番を使用することとなっています。

不動産の表示（例）
不動産の表示は新町名と地番で表します。 例（実施前）　市川市　稲越町（現在の町名）　１００番○（地番） ⇩ （実施後）　市川市　稲越○丁目（新しい町名）　１００番○ ※地番は引き続き使用します

本籍の表示（例）
本籍の表示は新町名と地番で表します。 例（実施前）　市川市　稲越町（現在の町名）　１００番地○（地番） ⇩ （実施後）　市川市　稲越○丁目（新しい町名）　１００番地○ ※地番は引き続き使用します

これまで住所と本籍の表示（番地の部分）が同じだった方は、住居表示実施後は異なる表示となります。本籍の表示を「街区符号○番」まで表示をしたい場合は転籍届が必要です。（住居番号は本籍に含まれません。）詳しくは12ページを参照してください。

住居番号の定め方について

住居番号の定め方について
下図は街区のイメージ図です。①～⑨は街区符号を表わしています。 住居番号は出入口の位置（下図では破線で表示）によって決まり、各建物に１つの番号が設定されます。（街区符号・住居番号は、市で決定します。） 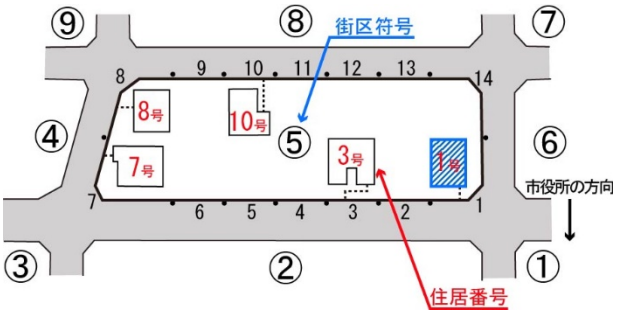

町名表示板、番号表示板の設置のお願い

住居表示実施後には、街区符号などを表示する【街区表示板】を、市役所が取り付けします。

皆さまには【町名表示板】と【番号表示板】を配付しますので、各建物の玄関や門柱など、見やすいところにご自身で取り付けていただくようお願いいたします。

これらの表示板の取り付けによって住居表示の効果が一層高まり、住所がよりわかりやすくなります。皆さまのご協力をお願いいたします。

郵便番号および住所変更の通知用ハガキについて

郵便番号について

区域内の郵便番号は下記のとおり、住居表示実施前と変更はありません。

【住居表示区域】　稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目　〒２７２－０８３１

住所変更の通知用ハガキについて

配付した住所変更の通知用ハガキ（１袋＝50枚）は新しい住所をご友人やお取引先などにお知らせするためのものです。これらは日本郵便による通信事務として配達されるため、送料は無料となります。

下記見本を参考に必要事項をご記入の上、住所変更の通知用ハガキが入っていた封筒にまとめて入れるか、もしくは、輪ゴムなどで一括りにするなどして、お近くのポストへ投函してください。

なお、配布した住所変更の通知用ハガキで不足する場合は、日本郵便株式会社市川郵便局（TEL 0570-943-024）までお問合せ下さい。1世帯あたり3,000枚を限度として希望枚数の交付が可能です。

また、令和3年1月は住居表示実施前となりますので、年賀状は旧住所での取り扱いとなります。令和3年1月の年賀状は旧住所でないと郵送できませんので、ご注意ください。

住居番号決定通知書および住居表示変更証明書について

住居番号決定通知書について

住居番号決定通知書は、住居表示実施による新住所（稲越〇丁目〇番〇号）が決定したことをお知らせする文書です。この文書は、世帯主や建物所有者のみにお配りするもので、再発行できませんので大切に保管してください。

なお、住居表示決定通知書以外に旧住所と新住所の関係を示すものとしては、「住居表示変更証明書」があります。

住居表示変更証明書について

住居表示変更証明書は、住居表示実施により、旧住所（稲越町〇〇番地）から新住所（稲越〇丁目〇番〇号）に変更されたことを証明する文書です。本冊子の配布時に、世帯員ごとに一人あたり10枚を同封しております。この証明書は住居表示実施日である令和3年2月1日以降に使用できます。各種住所変更手続きにご活用ください。

住居表示変更証明書の追加交付について

手続きに使用し住居表示変更証明書が不足した場合は、住居表示実施日である令和3年2月1日以降、追加交付が可能です。

■　窓口での交付

市川市総務課住居表示グループ、行徳支所総務課、大柏出張所にて無料で交付いたします。

市川市　総務課　住居表示グループ	
八幡 1-1-1　℡ 047(712)8644	
市川市　行徳支所総務課	市川市　大柏出張所
末広 1-1-32　℡ 047(359)1116	南大野 2-3-19　℡ 047(339)3111

■　郵送での交付

市川市総務課住居表示グループにて対応しておりますので、巻末の連絡先までお電話いただくか、市ホームページをご参照ください。

また、郵送での手続きの場合、往復の郵便料金（切手代）のご負担をいただきますこと、ご了承ください。

http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen01/1431000008.html

住居表示変更証明書の有効期限について

市では有効期限を定めておりません。手続き先で有効期限を定めている場合がありますので、お手数ですが手続き先へご確認ください。

住所変更に伴う諸手続きについて

ご自身で届出または変更の手続きが **不要** なもの（1/3）

住居表示実施に伴う住所変更について、以下の項目については、市や関係機関での書き換えを行いますので、皆様ご自身での手続きは不要です。下記より該当する項目をご確認ください。

登記関係

☑	項目	所管	備考
☐	不動産（土地・建物）の所在（表題部）	千葉地方法務局 市川支局	

住民登録関係

☑	項目	所管	備考
☐	住民票	市川市 市民課	
☐	戸籍・戸籍の附票		
☐	印鑑登録		
☐	マイナンバー通知カード		
☐	在留カード ※希望者には裏面に記載可		
☐	特別永住者証明書		

障がい者福祉関係

☑	項目	所管	備考
☐	身体障害者手帳	市川市 障がい者支援課	従前のものがそのままお使いになれます。
☐	療育手帳		
☐	精神障害者保健福祉手帳		
☐	自立支援医療受給者証 （育成医療・更生医療・精神通院）		
☐	重度心身障がい者（児）医療費助成受給券		
☐	特別児童扶養手当		
☐	障害福祉サービス等受給者証 （障害福祉サービス・地域生活支援事業 ・障害児通所支援）		
☐	自立支援医療受給者証 （育成医療・更生医療・精神通院）		

児童福祉関係

☑	項目	所管	備考
☐	児童手当	市川市 こども福祉課	
☐	児童扶養手当証書 ※新住所での交付希望があればお問合せください。 （こども福祉課直通　℡ 047-712-8539）		
☐	子ども医療費助成受給券 ※新住所での交付希望があればお問合せください。 （こども福祉課直通　℡ 047-712-8539）		

年金関係

☑	項目	所管	備考
☐	年金加入者：第1号被保険者 （自営業の方や学生など）	日本年金機構 市川年金事務所	市の住民記録と連動
☐	年金加入者：第2号被保険者 （厚生年金や共済年金の加入者）		
☐	年金加入者：第3号被保険者 （第2号被保険者に扶養されている配偶者）		
☐	年金受給者：国民年金受給者		
☐	年金受給者：厚生年金受給者		
☐	年金受給者：共済年金受給者		
☐	60歳以上で年金の請求をまだしていない方		

国民健康保険関係

☑	項目	所管	備考
☐	国民健康保険　被保険者証	市川市 国民健康保険課	従前のものがそのままお使いになれます。
☐	国民健康保険　限度額適用認定証		
☐	国民健康保険　限度額適用・ 標準負担額減額認定証		
☐	後期高齢者医療　被保険者証	市川市 国民健康保険課 （高齢者医療担当）	新住所の保険証を市より郵送
	後期高齢者医療　限度額適用認定証		
☐	後期高齢者医療　限度額適用・ 標準負担額減額認定証		
☐	後期高齢者医療　特定疾病療養受療証		

介護福祉関係

☑	項目	所管	備考
☐	介護保険　被保険者証	市川市 介護福祉課	新住所の保険証を市より郵送
☐	介護保険　負担限度額認定証		
☐	介護保険　負担割合証		

公共サービス

☑	項目	所管	備考
☐	上水道	住居表示実施後、半年以上経過しても旧住所で郵便物等が送付される場合は、各機関に確認してください。	
☐	東京電力		
☐	京葉ガス		
☐	NTT		
☐	NHK		
☐	J:COM		

※ その他の電気事業者、ガス会社、通信事業者等については、お手数ですがそれぞれの窓口へお問い合わせください。

その他

☑	項目	所管	備考
☐	選挙人名簿	市川市 選挙管理委員会	
☐	市川市へ届出している本店・支店の住所変更 （※注意）法務局への申請は必要です(P.10)	市川市 市民税課	
☐	原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車の所有者の住所変更	市川市 納税・債権管理課	
☐	犬の登録	市川市 生活環境保全課	
☐	旅券		

■住居表示による本籍変更の表示の変更はパスポート更新時の「本籍の変更」 には該当しません。パスポート有効期限内の切替には、戸籍の提出は不要です。

■旅券(パスポート)の所持人記入欄に住所を記載している方は、ご自身で旧住所を２本線で消し、新しい住所で記入してください(修正液の使用は不可)。

（例）　　稲越〇丁目　□番　△号

千葉県　市川市　~~稲越町１２３４番地５６~~

ご自身で届出または変更の手続きを **必要** とするもの(1/5)

住居表示実施に伴う住所変更は、市川市役所等が書き換えを行うものもありますが、皆様ご自身で変更手続きをしていただくものもあります。下記より該当する項目をご確認ください。

手数料は原則無料ですが、車検証や不動産登記の所有者の住所変更などで、代行業者に手続きを依頼される場合は別途料金がかかることがあります。

なお、銀行や保険など一般民間企業との契約等に関するお手続きについては、お手数ですがそれぞれの窓口へお問い合わせいただきますようお願いします。

また、各種変更手続きにつきましては、住居表示実施日である令和3年2月1日以降に行うよう、お願いいたします。

法務局（登記）関係

※P.15~P.18も併せてご覧ください。

☑	項目		対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類等
□	不動産の登記（土地・建物）	不動産(土地･建物)の所有者の住所変更(権利部)	国内に土地･建物を所有している方	土地･建物等の所在地を管轄する法務局（郵送可） 市川市内の不動産は･･･ 千葉地方法務局市川支局 市川市大野町4-2156-1 ℡ 047-339-7701(代) ※登記申請書の作成等について、手続き案内を希望される方は、事前に予約が必要です。	手続きに期限はありませんが、売買、相続、抵当権抹消等の事由が生じたとき	･登記申請書 ･住居表示変更証明書 ･印鑑
□		不動産(土地･建物)の抵当権者などの住所変更(権利部)	国内の土地･建物に、抵当権･賃借権･仮登記など、権利者として登記している方			
□	会社・法人の登記	商業登記や法人登記の本店(主たる事務所)の所在地の変更	登記をしている会社･法人の代表者	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局及び支店(従たる事務所)の所在地を管轄する法務局 千葉地方法務局 法人登記部門 ℡ 043(302)1315 ※登記申請書の作成等について、手続き案内を希望される方は、事前に予約が必要です。 ※本店所在地を管轄する法務局にて本支店一括申請が可能です。	[本店] 実施日以降～ ２週間以内 [支店] 実施日以降～ ３週間以内	･登記申請書 （参考：法人用パンフレット） ･住居表示変更証明書
□		商業登記や法人登記の支店(従たる事務所)の所在地の変更				
□		商業登記や法人登記の代表者などの住所変更				

（注）不動産（土地・建物）の所在（表題部）については手続き不要です。(P.7)

マイナンバーカード　(個人番号カード)

☑	項目	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類等
□	マイナンバーカードの券面変更 ※通知カードをお持ちの方は、手続きの必要はありませんが、マイナンバーを証明する書類としては使用できなくなります。	マイナンバーカードをお持ちの方	市川市 市民課 （マイナンバー担当） ℡ 047(712)8676 市川市 市川駅行政サービスセンター ℡ 047(704)3113 市川市 大柏出張所 ℡ 047(339)3111 市川市 行徳支所市民課 ℡ 047(359)1116 市川市 南行徳市民センター ℡ 047(359)7891 （※国分窓口・中山窓口・信篤窓口では手続きできません。ご注意下さい。）	実施日以降、変更手続きをしてください。	・マイナンバーカード ※住民票の世帯が同じ方であればまとめて住所変更できます。 ※マイナンバーカードの変更手続きには暗証番号が必要となります。 ※e-Tax等で使用する署名用電子証明は住居表示実施後も失効せず、引き続き使用できます。
□	公的認証サービス（電子証明書）の住所変更	公的認証サービスの登録をしている方			

住民基本台帳カード

☑	項目	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類等
□	住民基本台帳カード ※写真なしカードの場合、手続きは不要です。	住民基本台帳カードをお持ちの方 ※有効期限内に限ります。	市川市 市民課 ℡ 047(712)8649	実施日以降、変更手続きをしてください。	・住民基本台帳カード ※住民票の世帯が同じ方であればまとめて住所変更できます ※変更手続きには暗証番号が必要となります。

転籍届

☑	項目	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類等
□	転籍届	転籍をご希望の方 (戸籍の筆頭者及び配偶者)	市川市 市民課 ℡ 047(712)8650 市川市 大柏出張所 ℡ 047(339)3111 市川市 行徳支所市民課 ℡ 047(359)1116 市川市 南行徳市民センター ℡ 047(359)7891	実施日以降、変更手続きができます。 （期限はありません）	・転籍届 （戸籍の筆頭者及び配偶者の署名押印が必要です。） ・戸籍の筆頭者及び配偶者の印鑑

（注）転籍手続きをすることによって、本籍の表示を新しい住所(住居表示)の街区符号までと合わせることができます。（住居番号は本籍に含まれません。）

（例）市川市 稲越〇丁目 〇番（3ページに本籍の表示（例）について記載しておりますのでご覧ください。）

自動車・オートバイ関係

☑	項目	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類等
□	自動車運転免許証、運転経歴証明書の住所変更及び本籍変更	自動車運転免許証または運転経歴証明書をお持ちの方	市川警察署　交通課 市川市鬼高4-4-1 ℡ 047(370)0110 千葉運転免許センター 流山運転免許センター 千葉県内の警察署	実施日以降、変更手続きをしてください。	【現住所の変更】 ・住居表示変更証明書 ・自動車運転免許証または運転経歴証明書 【本籍の変更】 ・住居表示実施に伴う本籍表示の更正について（通知） ・自動車運転免許証または運転経歴証明書
□	自動車(軽自動車以外)　二輪の小型自動車(250cc超)の所有者及び使用者の住所変更	自動車(軽自動車以外)二輪の小型自動車(250cc超)の所有者及び使用者	千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所 ℡ 050(5540)2024	実施日以降、変更手続きをしてください。	・申請書（無料） ・住居表示変更証明書 ・車検証 ・印鑑
□	軽二輪車(125cc超250cc以下)の所有者及び使用者の住所変更	軽二輪車(125cc超250cc以下)の所有者及び使用者			・申請書（無料） ・住居表示変更証明書 ・軽自動車届出済証 ・印鑑
□	軽三輪・軽四輪自動車（660cc以下）の所有者及び使用者の車検証の住所変更	軽三輪・軽四輪自動車（660cc以下）の所有者及び使用者	軽自動車検査協会 千葉事務所　習志野支所 ℡ 050(3816)3115	実施日以降、記載の変更を希望される場合手続きをしてください。	・住所変更依頼書 ・住居表示変更証明書 ・車検証

実施区域内に本籍をおいている場合には、令和３年２月１日以降に、戸籍の筆頭者（除籍の場合は筆頭者に代わる方）に対して「住居表示実施に伴う本籍表示の更正について（通知）」を送付いたします。

※なお、上記の通知書は、令和３年２月１日以降に別途送付予定ですので、現住所と本籍の両方を変更される方は、「住居表示変更証明書」と「住居表示実施に伴う本籍表示の更正について（通知）」の両方を受領してから手続きをしてください。

※不足する場合には、市民課、行徳支所、南行徳市民センター、各窓口連絡所及び市川駅行政サービスセンターにて証明書を無料発行できますので、令和３年２月１日以降、窓口にお申し出ください。なお、郵送での請求も可能です。
詳細については市民課　℡ 047(712)8650　にお問合せください。

事業所関係

☑	項目	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類等
□	病院・診療所・助産所・施術所の住所変更	事業運営者	市川健康福祉センター 総務企画課 ℡ 047(377)1101	実施日以降～ 10日以内	・変更届 ・住居表示変更証明書
□	環境衛生営業（理容所・美容所・クリーニング所等）に関する各種営業許可等の営業者の住所変更及び営業所所在地の変更		市川健康福祉センター 生活衛生課 ℡ 047(377)1103	左記問合せ先までご連絡ください。	
□	食品衛生法に基づく各種営業許可（飲食店等）等の営業者の住所変更及び営業所所在地の変更				
□	酒類販売業者の住所又は酒類販売場の所在地の変更		市川税務署 ℡ 047(335)4101	実施日以降、 早急に変更手続きをしてください。	・異動申告書 ・住居表示変更証明書
□	建設業関係事業所の所在地表示の変更		千葉県　葛南土木事務所 ℡ 047(433)2421	実施日以降～ 30日以内	・様式第22号の2（1面、2面） ※2面は従たる営業所がある場合のみ添付 ・住居表示変更証明書
□	産業廃棄物処理業者許可証の所在地表示の変更		千葉県　環境生活部 廃棄物指導課 ℡ 043(223)2654	実施日以降～ 10日以内	・変更届 ・住居表示変更証明書
□	健康保険・厚生年金保険適用事業所の所在地表示の変更		日本年金機構 市川年金事務所 ℡ 047(704)1177	実施日以降～ 5日以内	左記問合せ先までご連絡ください。

その他

☑	項目	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類等
□	各種免許証・許可証	関係機関にご確認ください。			
□	勤務先･学校等の届け出住所	勤務先(会社)、学校等にご確認ください。 なお、市川市立小･中学校へ通学されている場合は、手続きは不要です。			

不動産(土地・建物)を所有されている方へ

不動産(土地･建物)をお持ちの方は、住居表示等の実施にともない、不動産登記記録に記載された「所有者の住所」(下記見本の権利部の(C)部分)を変更する必要がありますので、手続きをお願いします。

不動産(土地･建物)登記簿上の変更内容について

変更の例は 3 ページの「地番による表示」をご覧ください

住居表示等の実施により、不動産登記記録に記載されている「所在」(A)が、法務局の職権により「新しい町名」に変更されます。

「地番」(B)は、原則として変わりません。この番号は引き続き『不動産』や『本籍』の表示で使用されます。

「所有者の住所」(C)の表示については、法務局の職権で変更ができないため、所有者が変更の申請手続きをする必要があります。

この「所有者の住所」(C)の変更手続きは特に期限がありませんが、実施日以降に所有権の移転や抵当権の設定などの登記を行う際には、新しい住所への変更手続きが必要です。

登記内容の見本　［実施前］

住居表示実施後に法務局の職権で「稲越〇丁目」などに変更されます。

公用　千葉県市川市稲越１２３４－５６　　全部事項証明書　（土地）

表　題　部（土地の表示）	調整	令和〇年〇月〇日	不動産番号	9876543210987
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所　在	市川市稲越 1234 番 56 (A)		余白	

① 地　番	② 地　目	③ 地　積　㎡		原因及びその日付［登記の日付］
１２３４番５６ (B) ※変更なし	宅地	２３４	５６	１２３４番５５から分筆［令和〇年〇月〇日］

権　利　部　（　甲　区　）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日･受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	原因　令和〇年〇月〇日売買 所有者　千葉県市川市稲越1234番地56 市　川　太　郎　(C)

住居表示実施後に登記申請をすることで「稲越〇丁目22番33号」などに変更されます。

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

令和〇年〇月〇日
千葉法務局市川支局　　登記官　　法務　一郎

［重要］

※登記簿に記載されている「所有者の住所」(C)と住居表示変更証明書の「実施前の住所」が一致しているかご確認ください。

既に転居等をしているにもかかわらず、住所変更の手続きをしていない等の理由で住居表示変更証明書に記載されている住居表示実施前の住所が、登記簿に記載されている所有者の住所と相違する場合は、別途移転等の経緯を証明するための書類が必要となる場合があります。詳しくは法務局までお問い合わせください。

いままでにお引越しをしたことがある方は、特にご注意ください。

登記申請書の書き方について

所有者等の住所変更の登記を法務局に申請する場合は、下記の注意事項をご確認のうえ、17ページの「記載例」にならって申請書を作成してください。

なお、郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により所有する不動産を管轄する法務局へ送付してください。

（送付方法の詳細については、各管轄の法務局までお問い合わせ下さい。）

登記申請書の記入上の注意事項

1　同封の登記申請書をご利用ください。なお、不足の際は用紙をコピーしてお使いください。また、Ａ４判の紙に、同様の様式でご自身で作成していただいてもかまいません。申請書は法務局ホームページ（登記名義人住所・氏名変更登記申請書（住居表示実施の場合））からダウンロードすることもできます。
2　同じ所有者であれば、土地と建物を同時に申請できます。
3　「不動産の表示」の部分は登記簿と一致するように書いてください。
ただし、不動産の所在については新しい町名を申請書にご記入ください。
4　町名(稲越一丁目など)は漢数字を使用してください。
それ以外の数字は　１２３４５６７８９０　の算用数字を使用してください。
5　鉛筆は使用できません。文字は直接パソコンを使用し入力するか、インク・黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。
6　印字済みの文字以外を訂正、挿入または削除したときは、この文字数を申請書欄外に「○字挿入」「○字削除」のように文字数を記載してその箇所に捺印してください。
7　申請書が２枚以上になる場合は、各綴り目に契印してください。
8　印鑑は認印で申請できます。
9　「登記原因証明情報」として住居表示変更証明書の添付が必要です。これにより登記の原因が住居表示であることが証明され、登録免許税が非課税となります。

登記変更手続きに際しての注意事項

1　実施日直後は登記の申請や登記手続案内が集中し、法務局窓口の混雑が予想されますのでご注意ください。なお、法務局が行う「新しい町名」への変更作業が、実施日以降2週間程度かかるため、この間は住所変更を含むすべての登記申請が出来ません。
2　登記手続案内を利用される方は、完全予約制のため、前日までに予約をしてください。

登記についてのお問い合わせは
千葉地方法務局市川支局
〒272-0805
市川市大野町4-2156-1
℡ 047-339-7701(代)
※ 自動音声ガイダンスで「２番」を選択してください。

不動産用登記申請書（土地・建物）

登記申請書記載例

注意

今回の実施区域以外の場所に所有等されている不動産についても、登記名義人（所有者等）の住所変更のための申請が必要です。

捨印

法務

登　記　申　請　書

登記の目的　　所有権登記名義人住所変更

原　　因　　令和３年２月１日住居表示実施

変更後の事項　　住所　市川市　稲越〇丁目　〇　番　〇　号

申　請　人　　住所　市川市　稲越〇丁目　〇　番　〇　号

変更後の「住所」を記載（※住居表示変更証明書に記載された新しい住所）

氏名　法　務　太　郎　　法務　連絡先の電話番号　000-000-0000

住所・氏名を記載し、認印を押す

連絡先を記載

添付書類　　住居表示変更証明書

住居表示変更証明書を添付して申請する（※変更の原因が住居表示実施であることを示す証明書類を添付することにより、この登記申請が非課税となります）

提出日を記載（※実施日以降に提出のこと）

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請　　千葉地方法務局市川支局　御中

申請する管轄法務局の名称を記載

登録免許税

不動産の表示

名義人住所変更を行う不動産の表示内容を、登記済権利証や登記事項証明書（登記簿謄本）などでご確認のうえ、申請時点で登記されている内容を正確にご記入ください。（※ただし、住居表示実施区域内にある不動産については、実施日以降で、所在欄の町名部分が法務局の職権によって「新しい町名」に書き換えられていますので、「稲越〇丁目」というように新町名をご記載ください。）

不動産番号

所　　在　　市川市稲越〇丁目

地　　番　　2222番2

地　　目　　宅地

地　　積　　345.67㎡

（順位番号　　番）

新町名

所在地番（従来の地番）

「不動産の表示」については、基本的に町名だけが職権変更され、地番は従来の番号をそのまま使用します。

不動産番号

所　　在　　市川市稲越〇丁目2222番地2

新町名

所在地番（従来の地番）

家屋番号　　2222番2

種　　類　　居宅

構　　造　　木造瓦葺2階建

床　面　積　　1階　123.45平方メートル

2階　　98.76平方メートル

（順位番号　　番）

登　記　申　請　書

登記の目的　　所有権登記名義人住所変更

原　　因　　令和３年２月１日住居表示実施

変更後の事項　　住所　市川市稲越　　丁目　　番　　号

申　請　人　　住所　市川市稲越　　丁目　　番　　号

氏名　　㊞

連絡先の電話番号　　－　　－

添付書類　　住居表示変更証明書

令和　　年　　月　　日申請　　千葉地方法務局市川支局　御中

登録免許税　　登録免許税法第５条第４号により非課税

不動産の表示

不動産番号

所　　在

地　　番

地　　目

地　　積

（順位番号　　番）

不動産番号

所　　在

家屋番号

種　　類

構　　造

床　面　積

（順位番号　　番）

よくある質問

① 変更手続き関係

Q1. 本冊子内、P.10～P.14 の住所変更の手続きはいつから手続き可能ですか。	A1. 原則、住居表示実施日である令和 3 年 2 月 1 日以降、手続き可能となります。
Q2. 銀行や保険などの契約について手続きをどのように進めればよいですか。	A2. 本冊子内、P.7～P.14 に掲載されている事項以外の住所変更手続きにつきましては、各契約先にご確認ください。
Q3. 住所変更をしていない運転免許証や健康保険証は本人確認書類として使用できますか。	A3. 運転免許証や健康保険としての効力に影響はありませんが、すみやかに変更手続きをお願いします。
Q4. 稲越町に居住しておらず、住居表示実施にあたって何か手続きをする必要がありますか。	A4. 稲越町に土地を所有されている、または家屋を所有されている方は住所変更の手続きは原則不要です。

② 住居表示変更証明書関係

Q5. 配布された住居表示変更証明書が足りない場合は追加で交付可能ですか。	A5. 住居表示実施日である令和 3 年 2 月 1 日以降、交付可能です。
Q6. 住居表示変更証明書を追加で取得する際、市役所のどの窓口で手続き可能ですか。	A6. 下記窓口にて無料で交付いたします。 市川市　総務課　住居表示グループ 八幡 1-1-1　℡ 047(712)8644 市川市　行徳支所総務課 末広 1-1-32　℡ 047(359)1116 市川市　大柏出張所 南大野 2-3-19　℡ 047(339)3111
Q7. 住居番号決定通知書の再発行はできますか。	A7. 再発行できません。住居番号決定通知書は、世帯主や建物所有者へお配りするものですので、大切に保管してください。なお、新住所と旧住所の関係を示す文書としては、住居表示変更証明書を使用してください。住居表示変更証明書については再発行可能です。

③　町名表示板および住居番号表示板関係

Q8. 町名表示板および住居番号表示板は必ず設置する必要がありますか。	A8. 住居表示に関する法律第 6 条により、住居番号の表示が義務付けられています。来訪者および宅配業者などへの案内の一助になりますので、設置についてご協力お願いします。
Q9. 町名表示板および住居番号表示板はどのように設置すればいいですか。	A9. 設置場所の材質や形状に合わせご検討ください。ブロック塀であれば、コンクリート用ボンドをご準備いただき、貼付けをお願いします。

④　戸籍関係

Q10. 住所と本籍は同じにできますか。	A10. 本籍については通常、以下のように変更となり、住居表示実施日以降に別途本籍変更のお知らせをお送りいたします。 ＜例＞ 住居表示実施前　住所　稲越町 1000 番地 本籍　稲越町 1000 番地 住居表示実施後　住所　稲越一丁目 1 番 1 号 本籍　稲越一丁目 1000 番地 住所と本籍の番号を合わせることを希望される場合は、市民課にて転籍手続きをすることによって、新しい住所(住居表示)の街区符号までと合わせることができます。〇号の部分は建物に付ける番号であるため、戸籍には記載されません。 ＜例＞ 転籍届後　住所　稲越一丁目 1 番 1 号 本籍　稲越一丁目 1 番

⑤ 郵便局関係

Q11. 令和３年１月の年賀状は新住所で郵送可能ですか。	A11. 令和３年１月は住居表示実施前となりますので、年賀状は旧住所での取り扱いとなります。令和３年１月の年賀状は旧住所でないと郵送できません。
Q12. 住居表示実施後、旧住所での郵送はいつまで可能ですか。	A12. 日本郵便株式会社市川郵便局とは、１年を目途に旧住所で到着した郵便物については、調査のうえ、配達すると協議しています。
Q13. 住所変更の通知用ハガキが足りない場合は追加で交付可能ですか。	A13. 日本郵便株式会社市川郵便局（℡ 0570-943-024）までお問合せ下さい。1 世帯あたり 3,000 枚を限度として希望枚数の交付が可能です。
Q14. 住所変更の通知用ハガキを自宅のプリンターで印刷したいのですが、可能ですか。	A14. 不足の場合と同じく、日本郵便株式会社市川郵便局（℡ 0570-943-024）までお問合せください。配布した 50 枚とあわせて、1 世帯あたり 3,000 枚を限度として私製をすることが可能です。

⑥ その他

Q15. 今後、建物の建て替えリフォームをする場合はどのよう手続きすればよいか。	A15. 住居表示は建物に付番するものであるため、建て替えがあった際には住居新築届を提出していただきます。リフォームの場合は必要ありません。 なお、戸建て住宅を貸家にする場合など、建物の用途を変更する場合には、別途届出が必要な場合はがありますので、巻末の総務課住居表示グループまでお問合せください。
Q16. 自治会の区域に変更はありますか。	A16. 稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目はいずれも稲越自治会の区域です。また、変更するのは住所であり、自治会や地域の活動などを変更するものではありません。
Q17. 選挙の投票所に変更はありますか。	A17. 変更ありません。
Q18. ごみの収集日に変更はありますか。	A18. 変更ありません。
Q19. 学区外の市内小・中学校に通学している場合、手続きは必要ですか。	A19. 必要ありません。
Q20. 地図やカーナビへの反映は行われますか。	A20. 市から地図業者への情報提供を基に、順次反映されていきます。

関係行政機関位置図

市川市役所　第１庁舎

住所：　市川市八幡1-1-1

電話：　047-334-1111 ㈹

市川警察署

住所：　市川市鬼高4-4-1

電話：　047-370-0110 ㈹

千葉地方法務局　市川支局

住所：　市川市大野町4-2156-1

電話：　047-334-1111 ㈹

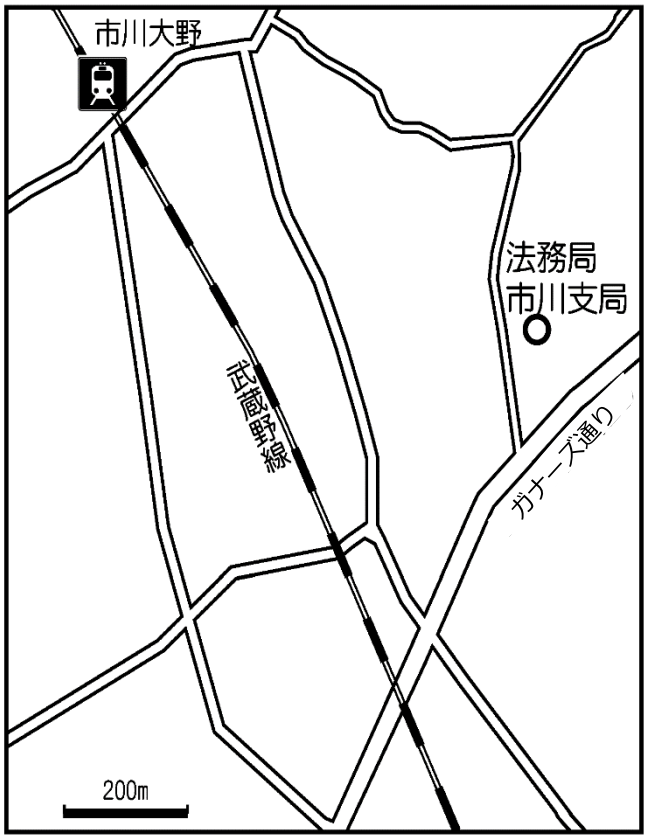

千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所 　住所：　船橋市習志野台8-57-1 　電話：　050-5540-2024 ㈹ 軽自動車検査協会 千葉事務所　習志野支所 　住所：　船橋市習志野台8-56-1 　電話：　050-3816-3115 ㈹	

メモ

お問合せ先

住居表示についてのお問い合わせは・・・

■　手続きに関すること

本冊子の各お問い合わせ先をご参照いただくかまたは

代表電話：　０４７－３３４－１１１１　まで

■　住居表示制度に関すること

市川市　総務部 総務課　住居表示グループ

電話：　０４７－７１２－８６４４

（平日 午前８時４５分～午後５時１５分）

■　市川市公式Webサイト

https://www.city.ichikawa.lg.jp/index.html